

平成 28 年 4 月 28 日

自由民主党 政務調査会長

稲田朋美 殿

**平成 28 年熊本地震災害に関する
補正予算に対する申し入れ**

民進党 政務調査会長

山尾志桜里

「平成28年熊本地震災害に関する補正予算」編成等にあたっての特別要求項目

政府・与党に対して、以下の施策については、特に配慮して取り組むよう求める。

被災者に寄り添うきめ細かな対策

- 東日本大震災における民主党政権の取り組みを踏まえ、公共事業等のハード面のみならずソフト面も含め、きめ細かな対策を打つ。
 - ・生活不安や避難生活での心身の疲労やストレスへの対する心のケア対策
 - ・乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣支援強化
 - ・病院入院・通院患者、老人関係施設、児童養護施設等の方々の今後の長期的な避難先の確保
 - ・福祉施設など定員以上の人員を収容している施設に対する財政支援の実施、及び福祉人材の派遣元へ要する費用の財政支援
 - ・ボランティア・NPOによる支援促進のためのスキーム
 - ・学校施設・設備の早期復旧のための支援
 - ・被災地の高速道路について無料化の実施

復興の象徴として熊本城を修復

被災者生活再建支援制度の拡充

- 被災者生活再建支援金の額を引き上げ。(最高額 300 万円から 500 万円に)
- 支給対象に係る範囲を、大規模半壊から半壊にまで拡大

災害救助法の弾力運用

- 災害救助法について特別基準を設定。また、弾力運用を認める早急な通達を発出。特に、旅館・ホテルなどの民間施設を借り上げた際の避難期間等の弾力的運用、また、みなし仮設住宅の確保(広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保)
- 仮設住宅の建設に際し、耐震性の確保、子ども、高齢者、障がい者等のバリアフリー等の生活環境の整備

女性職員の派遣支援拡大

- 震災経験豊富な地方公共団体職員の派遣に対する支援。
- 国が女性職員を率先して派遣するとともに、地方公共団体等が女性職員を派遣した際の支援
- プライバシーへの確保など避難所運営における女性に配慮した対応

財源の確保

- 震災の復旧、復興に迅速に取り組みながらも既存の歳出の見直しなど、適切な手段により、財源を確保する。

「平成28年熊本地震災害に関する補正予算」編成等に当たっての重点要望事項

1. 補正予算の早期編成、被災者生活支援・災害復旧等に係る財政支援
 - ・熊本地震災害に関する第一次の補正予算の早期編成・成立
 - ・大規模な地震・甚大な被害に鑑みた十全な予算額の確保
 - ・東日本大震災における民主党政権の取り組みを踏まえ、公共事業等のハード面のみならずソフト面も使用可能な裁量度の高い予備費を創設。
 - ・地方交付税の前倒し交付、災害対応の特別交付税の増額

2. 被災者生活及び再建支援
 - ① 被災者生活再建支援制度の拡充
 - ・被災者生活再建支援金の額を引き上げ(最高額を300万円→500万円)
 - ・支給対象に係る範囲を、大規模半壊から半壊にまで拡大
 - ・被災者生活支援法人に対する国庫補助の割合の引き上げ
 - ② 災害救助法の弾力運用
 - ・災害救助法について、特別基準の設定
 - ・法律の弾力運用を認める早急な通達
 - ③ 当面の生活拠点の確保
 - ・非公式避難所について、場所の早急な把握と支援物資配布
 - ・長期避難所の確保
 - ・用地確保の迅速化・適正化策も含めた仮設住宅等の早急な建設
 - ・広域での空家住宅・賃貸住宅の借り上げ等による住宅確保
 - ・旅館・ホテルなどの借り上げによる避難先等の確保、避難期間等の弾力的運用
 - ④ 当面の資金的援助
 - ・被災者生活再建支援金の支給
 - ・遺族への弔慰金・被災者への障害見舞金の支給
 - ・生活福祉資金、災害援護資金等の貸付
 - ・弁護士相談等の無料化
 - ・二重ローン発生時における返済猶予
 - ・預金等の引き出しについて金融機関が柔軟に対応するよう指導

3. いわゆる社会的弱者の方々に対する特別支援
 - ・病院入院・通院患者、老人関係施設、児童養護施設等の方々の今後の長期的な避難先の確保
 - ・福祉施設など定員以上の人員を収容している施設に対する加算措置の実施、人員の派遣元に対する財政支援
 - ・今後の生活への不安や避難生活のための心身の疲労やストレスへの対する心のケアに関する万全の措置
 - ・トイレなど利用状況・衛生状況の改善、ノロウィルスなど感染症対策等に対する万全の措置
 - ・乳幼児、子供、高齢者、病院患者、障がいを持つ方など、社会的弱者の方々

- が必要とする物資や情報提供について、特別対応の実施。プライバシーへの確保など女性、アレルギーを持つ方等へ配慮した対応
- ・ 病院、老人関係施設、児童養護施設等に対する、物資及び資金支援
 - ・ バリアフリーに対応した仮設住宅の建設

4. ライフライン及びインフラ復旧

① ライフライン復旧

- ・ 電気・ガス・水道、下水道等の早急な復旧のための支援

② インフラ復旧

- ・ 高速道路や幹線道路、鉄道、空港等の早期完全復旧のための支援
- ・ 被災地の高速道路について無料化の実施
- ・ 災害廃棄物の迅速な処理のため広域処理を含む支援の実施
- ・ 地方自治体など庁舎等の補修・建て替えへの特別支援

5. 産業復興支援

① 中小企業等支援

- ・ 事業の早期復旧と事業継続のため、政府系金融機関等による金融支援をはじめとした総合的支援の実施
- ・ 従業員の雇用維持のため雇用調整助成金等の拡充
- ・ 雇用保険の給付日数延長及び、雇用対策の実施

② 農林水産業等支援

- ・ 農林水産業施設等の災害復旧事業の早期実施
- ・ 経営困難な農林水産業従事者に対する特別支援の実施

③ 風評被害対策

- ・ 観光をはじめとする風評被害に対する対策の強化

6. 文教環境の早期復旧等

- ・ 学校施設・設備の早期復旧のための支援
- ・ 授業再開に伴う避難者の学校等の避難所からの移動等への対策実施
- ・ 乳幼児、児童、生徒等に対するカウンセラーの派遣、支援強化
- ・ 熊本城をはじめとする文化財等の早期復旧に向けた支援

7. その他

- ・ 政府の現地対策本部の機能・人員の強化及び、大規模災害対応のノウハウを持つ、内閣府や各省庁の担当者の現地への派遣
- ・ 女性に対するケア充実等にも資する女性職員の派遣に対する支援
- ・ 宿泊地確保などボランティア・NPOを活用した支援の促進
- ・ 二次災害の危険性、避難計画、避難場所、生活必需品の配布場所や時間、通行可能な道路及び利用可能な公共交通手段など、被災者が必要とする情報の確実な提供及び周知徹底する体制の確立

以上